

# 市長定例記者会見

## ～資料～

令和4年6月29日(水)

I. 一般会計6月補正予算(追加提案)

-----

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況
3. 「松江市空き家相談センター」の開設
4. マイナンバーカードの申請はお早めに!

令和4年6月議会補正予算  
【追加提案（一般会計第3号）】  
【概要版】

令和4年6月29日  
松江市

# 【令和4年度一般会計6月補正予算 追加提案（第3号）の内容】

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する予算 2億1,430万円  
その他の政策的事業に要する予算

原油価格・物価高騰等総合緊急対策 1億8,050万円

I 地域の事業者を支援 1億8,050万円

「SDGs未来都市」に向けて省エネ対策により持続可能な経営を目指す事業者を支援

その他の政策的事業 3,380万円

II ひとづくり 3,380万円

〈ワークライフバランス、子育て支援〉

市立小・中・義務教育学校教職員の校務負担軽減

財 源 2億1,430万円

国庫支出金 1億7,350万円  
(うち 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1億7,350万円)

県支出金 4,080万円

# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 商業・サービス業者等が取り組む省エネ対策への支援

新 ～商業・サービス業等省エネ対策支援事業費～

事業費：5,400万円、財源：国10/10



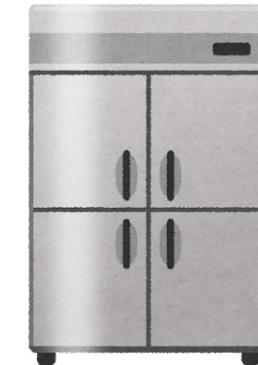
エネルギー価格高騰等の影響を受けている商業・サービス業等の中小企業者が取り組む省エネ効果の高い設備投資を支援する。

【補助対象者】飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業者等  
(農林水産業・製造業除く)

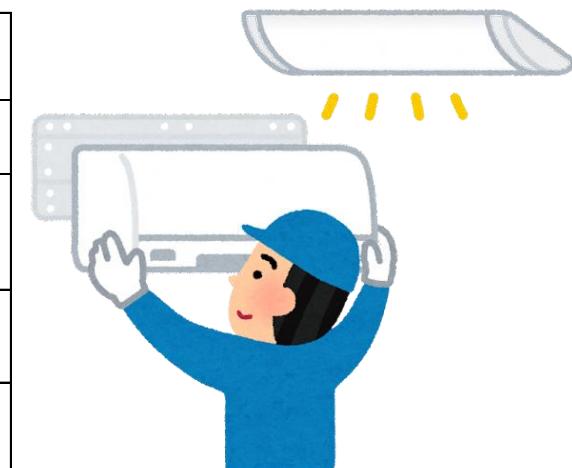
【補助対象】冷蔵冷凍庫、空調設備、LED照明機器 など  
※グリーン購入法やトップランナー基準等を満たすもの

【補助額】10万円～40万円未満

【補助率】1/2



| 事業名            | 松江市商業・サービス業等省エネ対策支援事業費                                 |  | (参考) 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 |
|----------------|--|--|--|
| 補助対象者          | 飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業者等                            |  |  |
| 補助対象           | ①エネルギーコスト削減効果の高い設備投資<br>②既存の事業用設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する費用 |  |  |
| 補助額<br>(下限・上限) | 10万円～40万円未満  |  | 40万円～200万円                             |
| 補助率            | 1/2<br>(コロナ資金利用者は2/3)                                  |  |  |



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 製造業者が取り組む省エネ対策への支援

**新** ~製造業省エネ対策支援事業費~



事業費：6,000万円、財源：国10/10

エネルギー価格高騰等の影響を受けている製造業の中小企業者が取り組む省エネ効果の高い生産設備等の導入並びに製造現場の改善を支援する。

**【補助対象者】** 製造業者

**【補助対象】** 下記①②のとおり

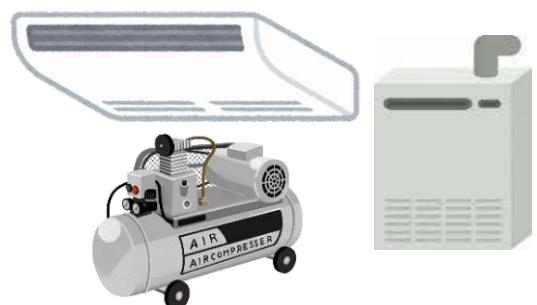
**【補助額】** 20万円～300万円 下記の①②併用可

**【補助率】** 1/2 ※県「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」との併用可。併用の場合は、県補助残額（自己負担額）の1/2を補助

#### ① 生産設備等

既存の生産設備・ユーティリティ設備（※）を省エネ効果の高い設備へ更新する取り組みを支援する。

※生産設備を稼働させるために必要な電気、水、燃料、空気、熱・冷気などを供給する設備、空調設備、給湯器、変圧器、冷凍冷蔵設備、モーター、調光設備、コンプレッサーなど



#### ② 製造現場

生産設備・ユーティリティ設備の省エネ効果を高めることを目的とした製造現場の改善（※）を支援する。

※空調室外機の遮熱・遮光カバー設置、冷却管・蒸気配管等への断熱材取付、ダクト増設、遮熱シート設置など



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 新設農業用ハウス（省エネタイプ）への支援

新

～燃油価格・農業用資材高騰対策ハウス整備事業費～

事業費：2,200万円、財源：国・県10/10



エネルギー価格高騰等の影響を受けている施設園芸において、省エネ効果の高い農業用ハウスの新設を支援する。

【補助対象者】認定農業者、認定新規就農者

【補助対象】

二重被覆（内張カーテンの張付など）、変温管理装置（多段サーモ装置）など省エネ効率を高める資材、装置を導入した農業用ハウスの新設にかかる費用

【補助率】3／4（県1／3、市5／12）



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 既存農業用ハウスの省エネ対策への支援

新 ～施設園芸省エネ対策支援事業費～



事業費：1,500万円、財源：国10/10

エネルギー価格高騰等の影響を受けている加温施設を有する施設園芸において、既存の農業用ハウスの省エネ効果の向上を支援する。

【補助対象者】認定農業者、認定新規就農者

#### 【補助対象】

既存の農業用ハウスの保温性・気密性の向上を図るためのビニール張替え、内張カーテンの張付け、変温管理装置（多段サーモ装置）、循環扇の導入 など

【補助率】1／2（上限300万円）



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 林業事業者が取り組む省エネ対策への支援

新 ～林業省エネ対策支援事業費～

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに

8 働きがいも  
経済成長も

9 産業と技術革新の  
基盤をつくるう

15 陸の豊かさも  
守ろう

事業費：1,000万円、財源：国10/10

エネルギー価格高騰等の影響を受けている林業事業者が取り組む省エネ効果の高い林業機械などの導入を支援する。

【補助対象者】林業事業者

【補助対象】下記のとおり

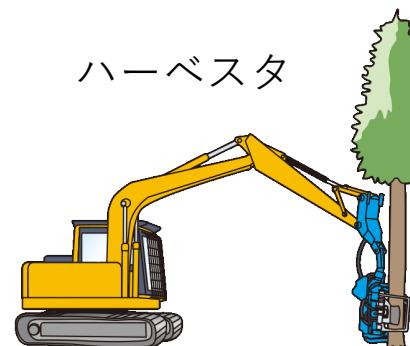
【補助率】1／2（上限500万円）

※県「林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業」との併用可  
併用の場合は、県補助残額（自己負担額）の1／2を補助

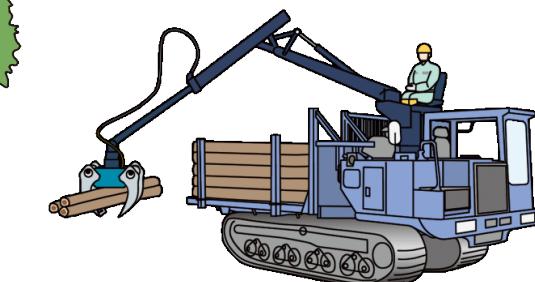
### 補助対象

ハーベスタ、ロングリーチハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップルソー、フォワーダなどの林業機械

ハーベスタ



フォワーダ



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 漁業者が取り組む省エネ対策への支援

#### 新 ～漁業省エネ対策塗装支援事業費～



事業費：1,200万円、財源：国10/10

エネルギー価格高騰等の影響を受けている漁業者が取り組む省エネに資する船底などの塗装費用を支援する。

【補助対象者】 JFしまね、宍道湖漁協、中海漁協等の正組合員で漁船登録のある船舶の所有者

【補助対象】 船底等の付着物を除去し、塗装を施すために要する費用

【補助額】 下記のとおり

| 漁船の規模        | 補助額（上限額） | 補助率 |
|--------------|----------|-----|
| 1トン未満        | 2万円      |     |
| 1トン以上5トン未満   | 3万円      |     |
| 5トン以上10トン未満  | 4.5万円    |     |
| 10トン以上20トン未満 | 12万円     |     |
| 20トン以上       | 30万円     |     |

1 / 2



# I 地域の事業者を支援

## 〈原油価格・物価高騰等総合緊急対策〉

### 漁業者が取り組む省エネ対策への支援

新 ～漁業省エネ対策支援事業費～



事業費：750万円、財源：国10/10

エネルギー価格高騰等の影響を受けている漁業者が取り組む省エネ効果の高い機器などの導入を支援する。

【補助対象者】認定漁業者、認定新規漁業者等

【補助対象】下記のとおり

【補助率】1／2（上限250万円）

※県「水産業省エネ機器等導入緊急支援事業」との併用可  
併用の場合は、県補助残額（自己負担額）の1／2を補助



|            | 補助対象  | 導入による効果        |
|------------|-------|----------------|
| ① 省エネ機器導入  | ソナーなど | 操業方法の省エネ化      |
| ② 省エネ漁法導入  | 延縄など  | 漁法転換による省エネ化    |
| ③ スマート漁業導入 | 潮流計など | 操業時間の短縮による省エネ化 |

## Ⅱ ひとつづくり

### 〈ワークライフバランス、子育て支援〉

#### 市立小・中・義務教育学校教職員の校務負担軽減

新 ～緊急校務支援員配置事業費～



事業費：3,380万円 財源：県10/10

教員・常勤講師を配置すべきところ、配置できず欠員が生じている学校、または緊急対応非常勤講師が配置されている学校に緊急校務支援員を配置し、教職員の負担軽減を図る。

#### 【配置予定人数】

小学校 33人、中学校 6人、義務教育学校 2人  
合計 41人

#### ＜例＞

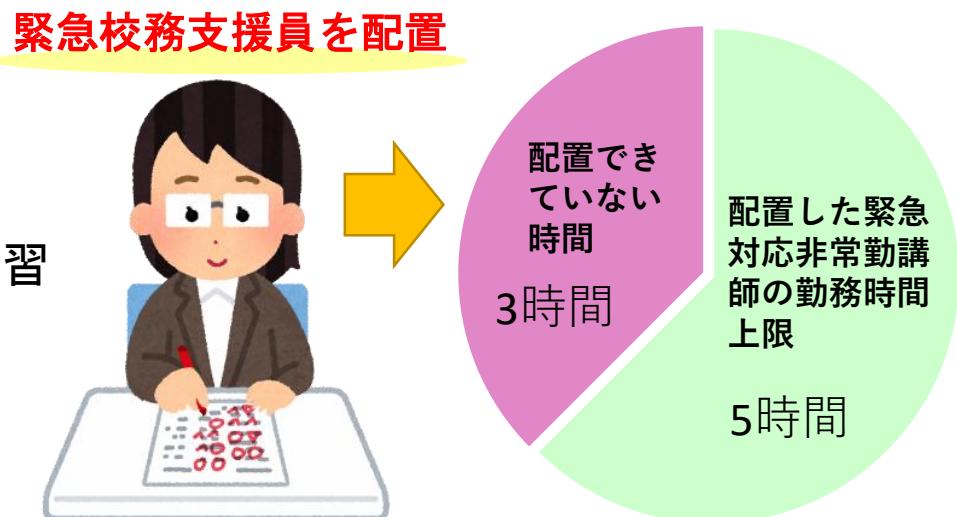
常勤の1日の勤務時間 8時間

#### 【事業期間】

令和4年9月1日～令和5年3月31日

#### 【業務内容】

- 授業や休憩時間における児童・生徒の学習  
・生活支援業務
- 学習プリント等の印刷・配付準備、授業準備の補助、採点業務補助など、教員の負担軽減を図る事務的業務



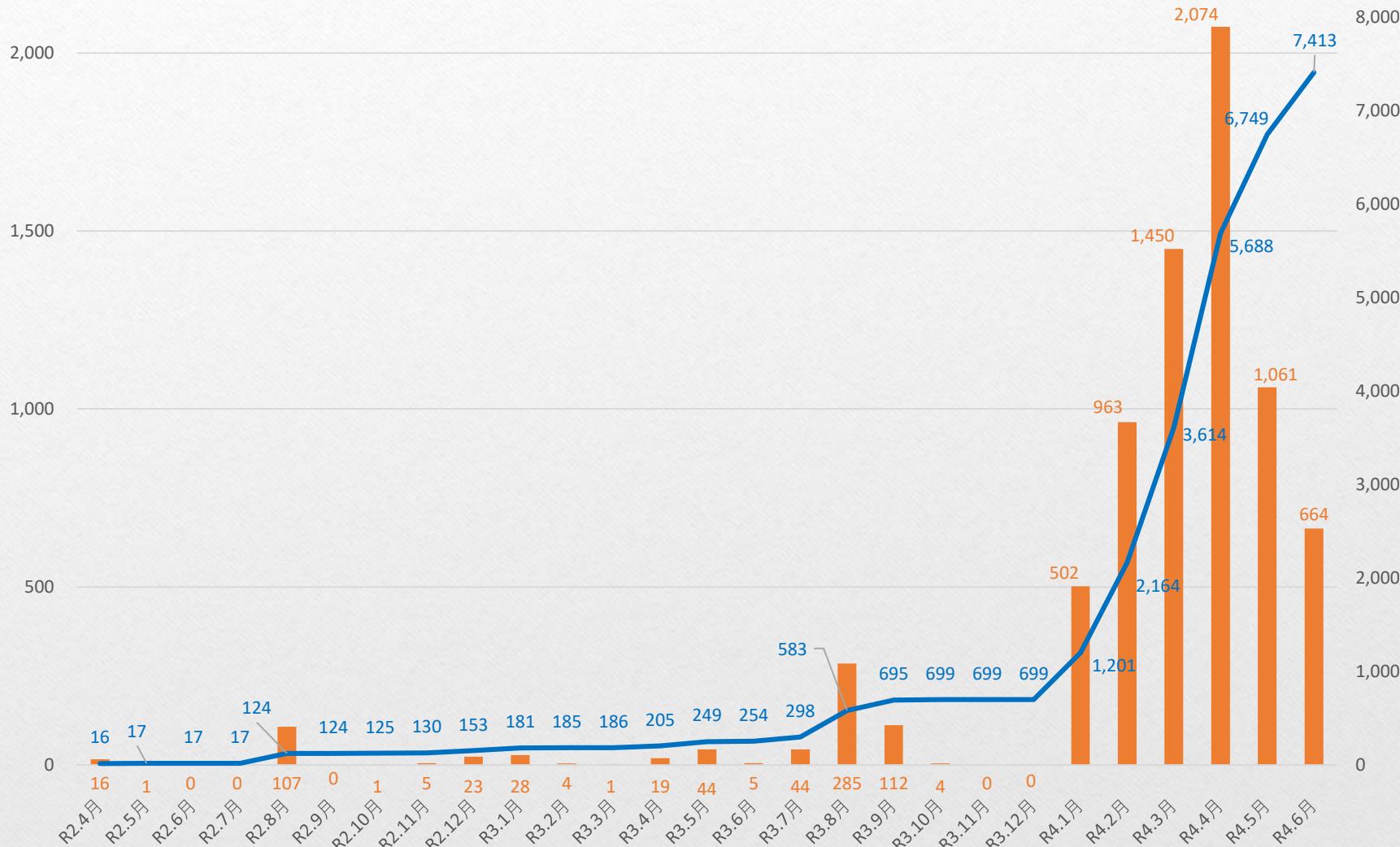
# 新型コロナウイルス感染症 の感染状況

新型コロナウイルス感染症対策本部

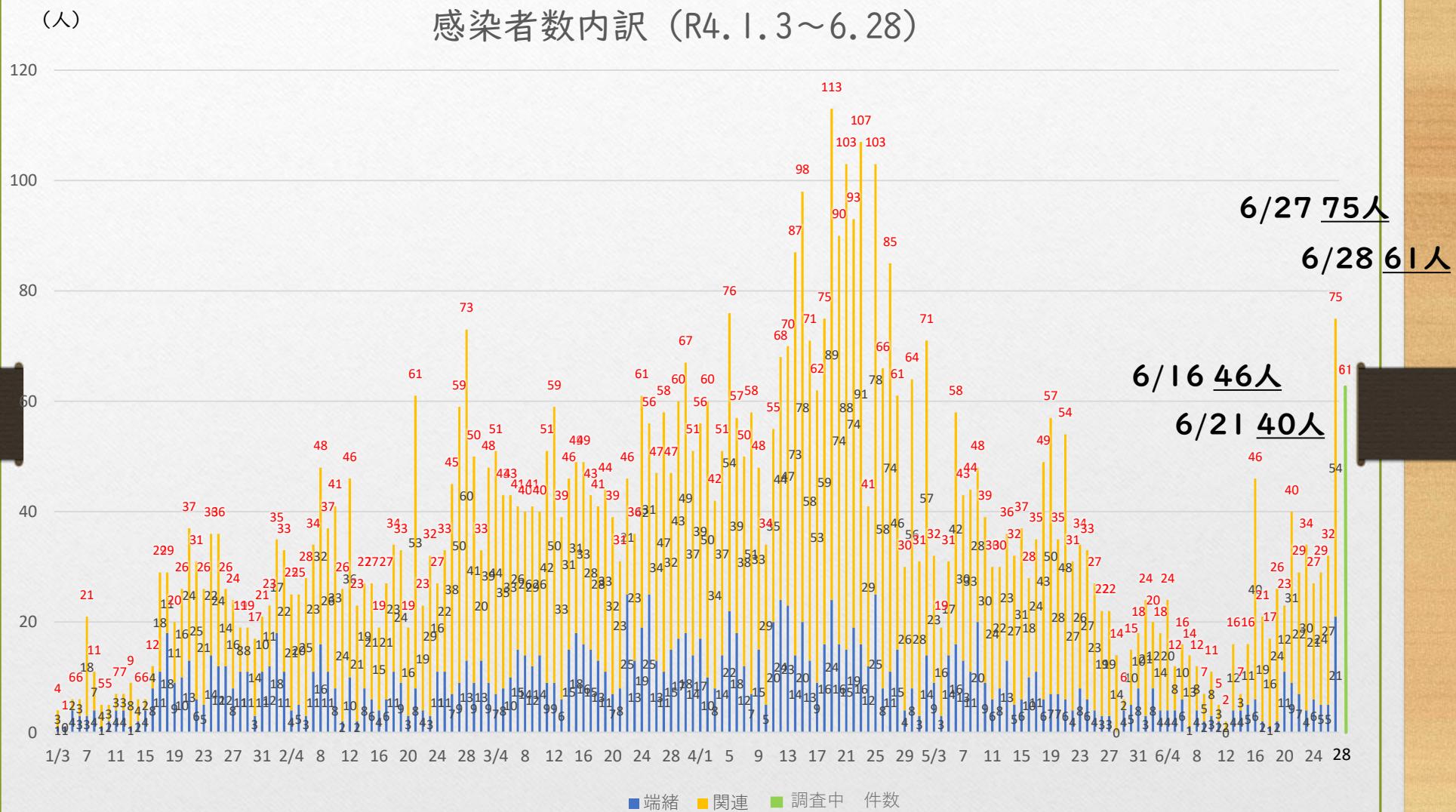
(月別：人)

(累計：人)

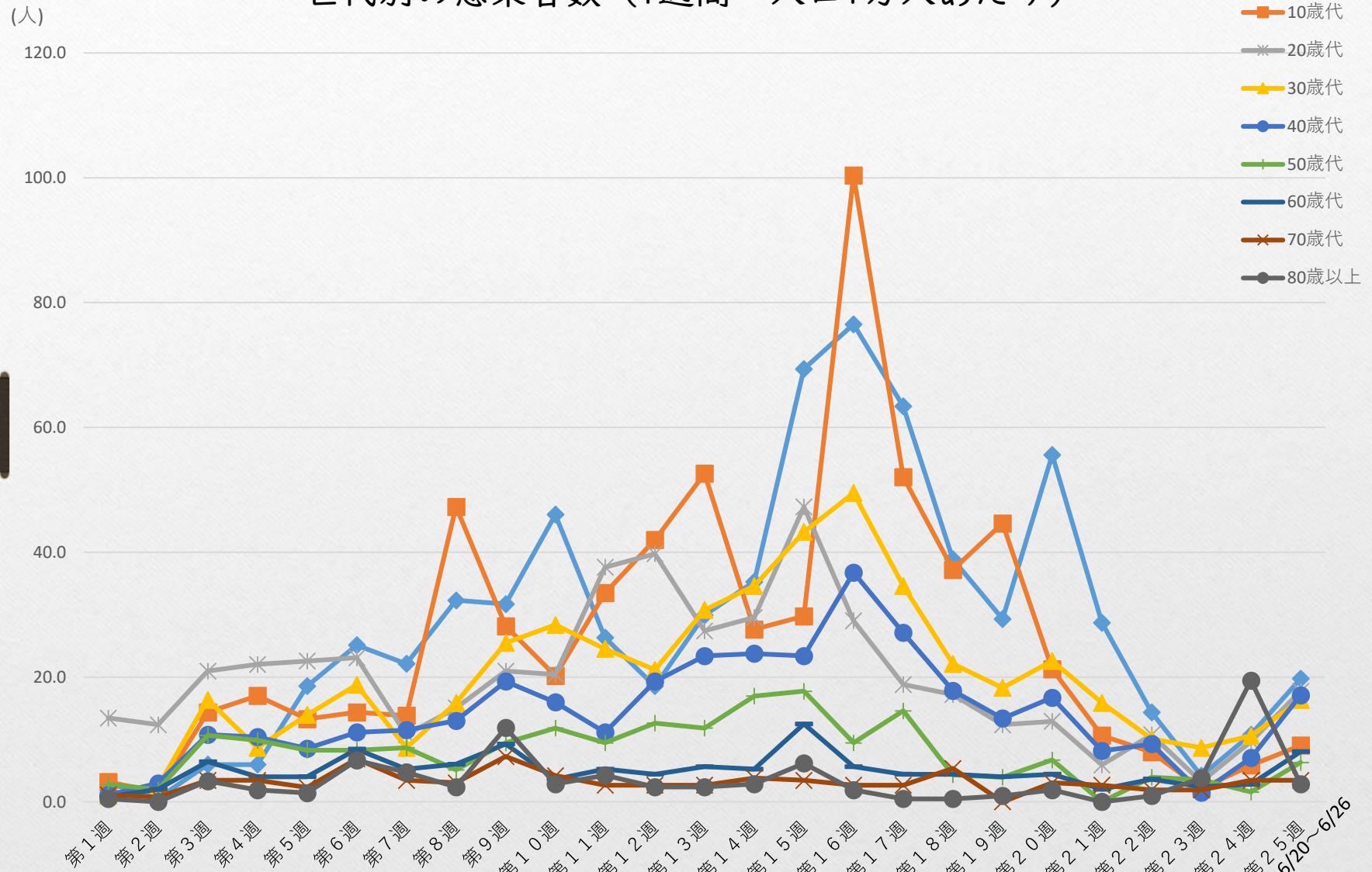
## 月別感染者数 (R2.4月～R4.6.28)



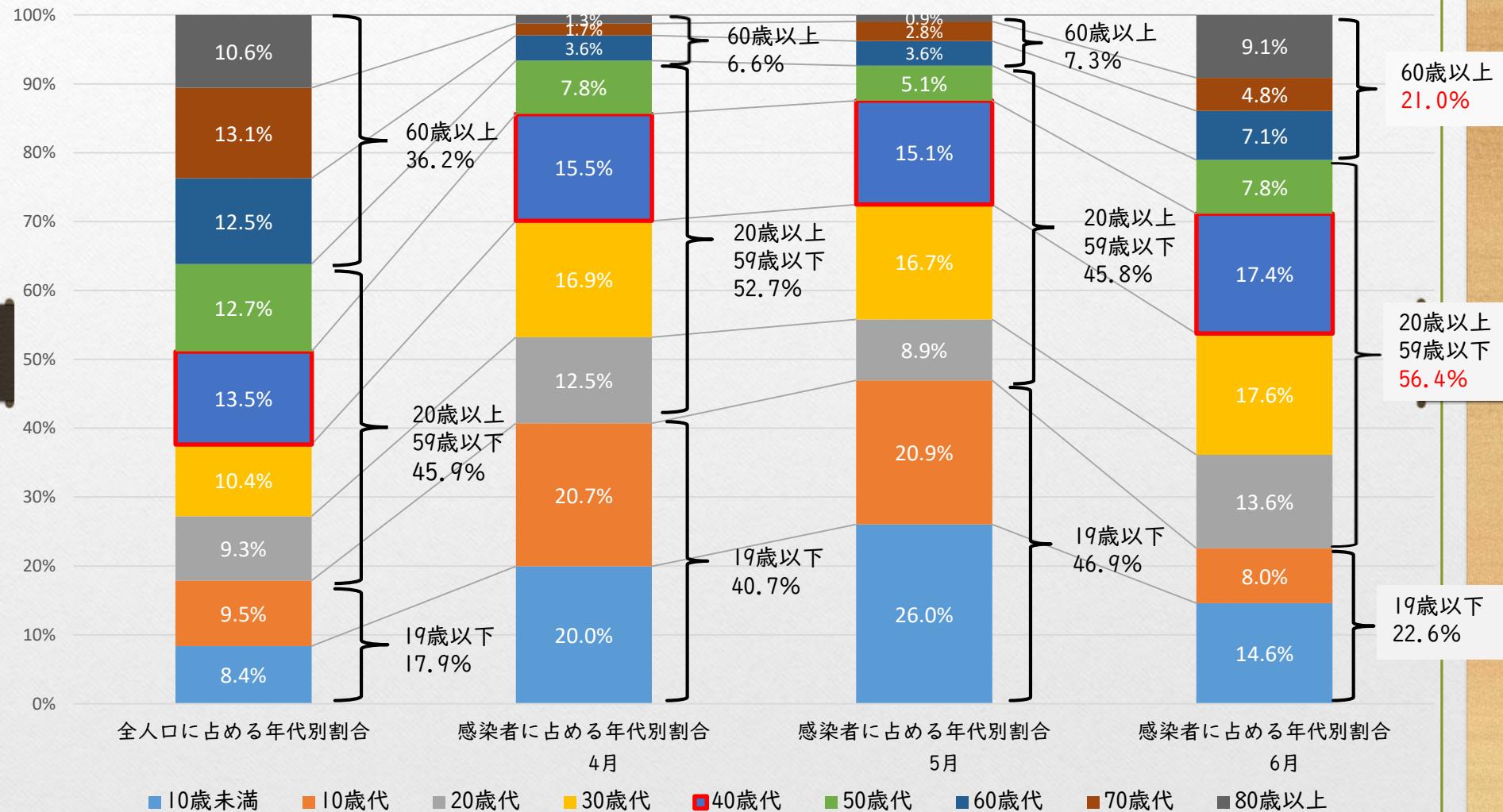
## 感染者数内訳 (R4.1.3~6.28)



## 世代別の感染者数（1週間・人口1万人あたり）

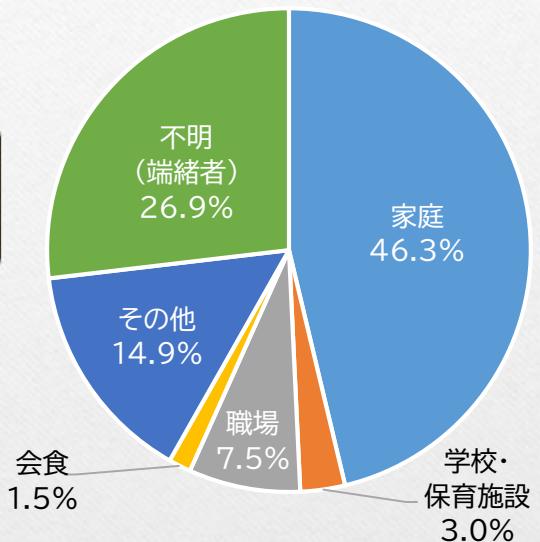


## 年代別割合比較 (4月・5月・6月) R4.6.27 現在



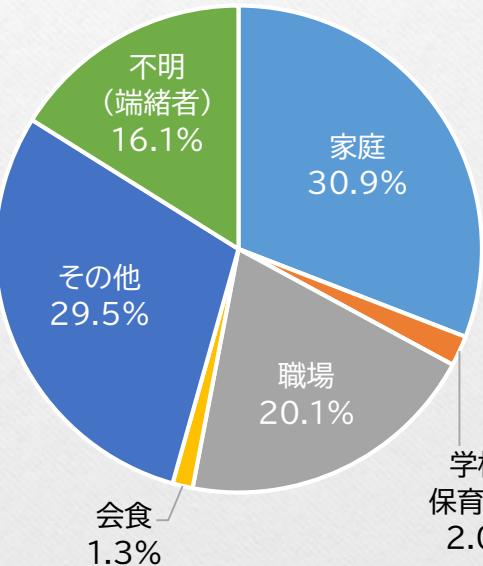
## 感染者との接触が疑われる場面

第23週(6/6~6/12)



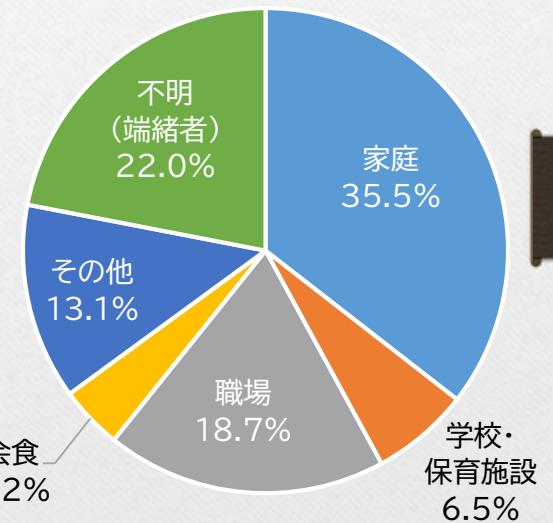
第23週の感染者数:67人

第24週(6/13~19)



第24週の感染者数:149人

第25週(6/20~26)

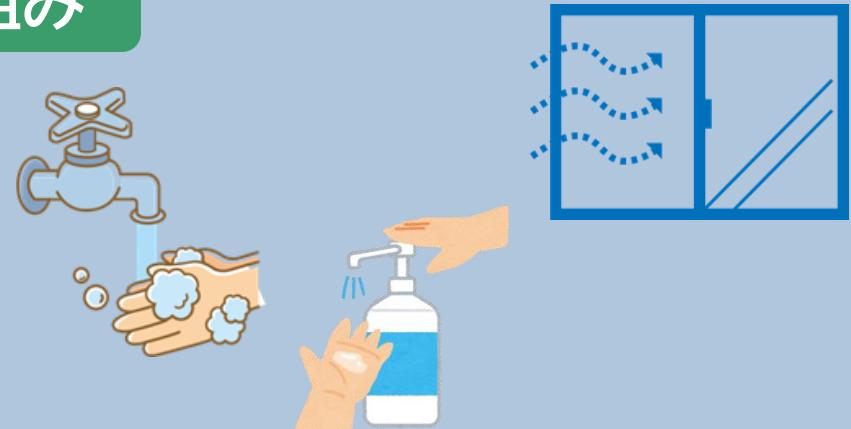


第25週の感染者数:214人

# 市民の皆さんへ

## 基本的な感染防止対策への取り組み

- ・手洗いなどの手指消毒
- ・場面に応じたマスクの着用
- ・こまめな換気



## わずかでも体調不良を感じたら…

- ・仕事や学校を休む
- ・かかりつけ医に相談・受診する
- ・積極的に検査を受ける



# 会食の時に気を付けること

会食をする時には、次の感染防止対策に留意して店舗を利用しましょう

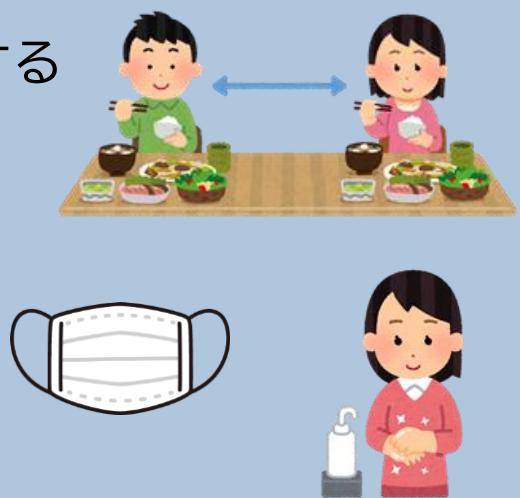
## 会食に行く前

- ・感染防止対策を実施しているお店を利用する
- ・体調が悪い時は、参加を見送る



## 会食の場では

- ・お互いに距離を取り、正面に座らないなどの工夫をする
- ・会話をするときは、マスクを着用する
- ・手洗い・消毒をこまめにする  
(入店時だけでなく、トイレなどの移動の後も)
- ・料理は小皿に取り分け、コップ・箸は共用しない



# 熱中症に注意した感染対策

## 室内でのこまめな換気

一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させますが換気は行っていません  
こまめな換気を心がけましょう

- ・ 2方向の窓を開ける



- ・ 扇風機を併用する

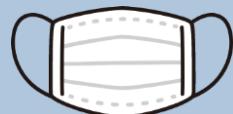


換気後は、エアコンの設定温度を下げるなどして、室温を調整しましょう

## 屋外でのマスク着用

屋外で、人と十分な距離（少なくとも2m以上）が取れる場合は、マスクを外す  
ようにしましょう

<マスクを着用している時は…>



- ・ 激しい運動を避ける



- ・ 暑さを避ける



- ・ のどが渴いていなくても、こまめに水分を補給する



# 「松江市空き家相談センター」 の開設

都市整備部建築住宅課

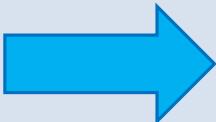
# 「松江市空き家相談センター」開設に至る経緯

## 空き家の実態

～住宅・土地統計調査（総務省）～

松江市の  
空き家数

12,630戸  
(平成25年)

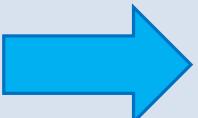


12,830戸  
(平成30年)

空家の増加

松江市空家等対策計画  
計画期間:H29年度～  
R3年度（5年間）

改定



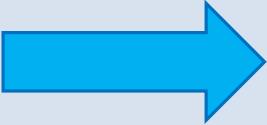
第2次  
松江市空家等対策計画  
計画期間:R4年度～  
R8年度（5年間）

# 「松江市空き家相談センター」開設に至る経緯

## 開設の目的

空き家に関する様々な相談

多様化



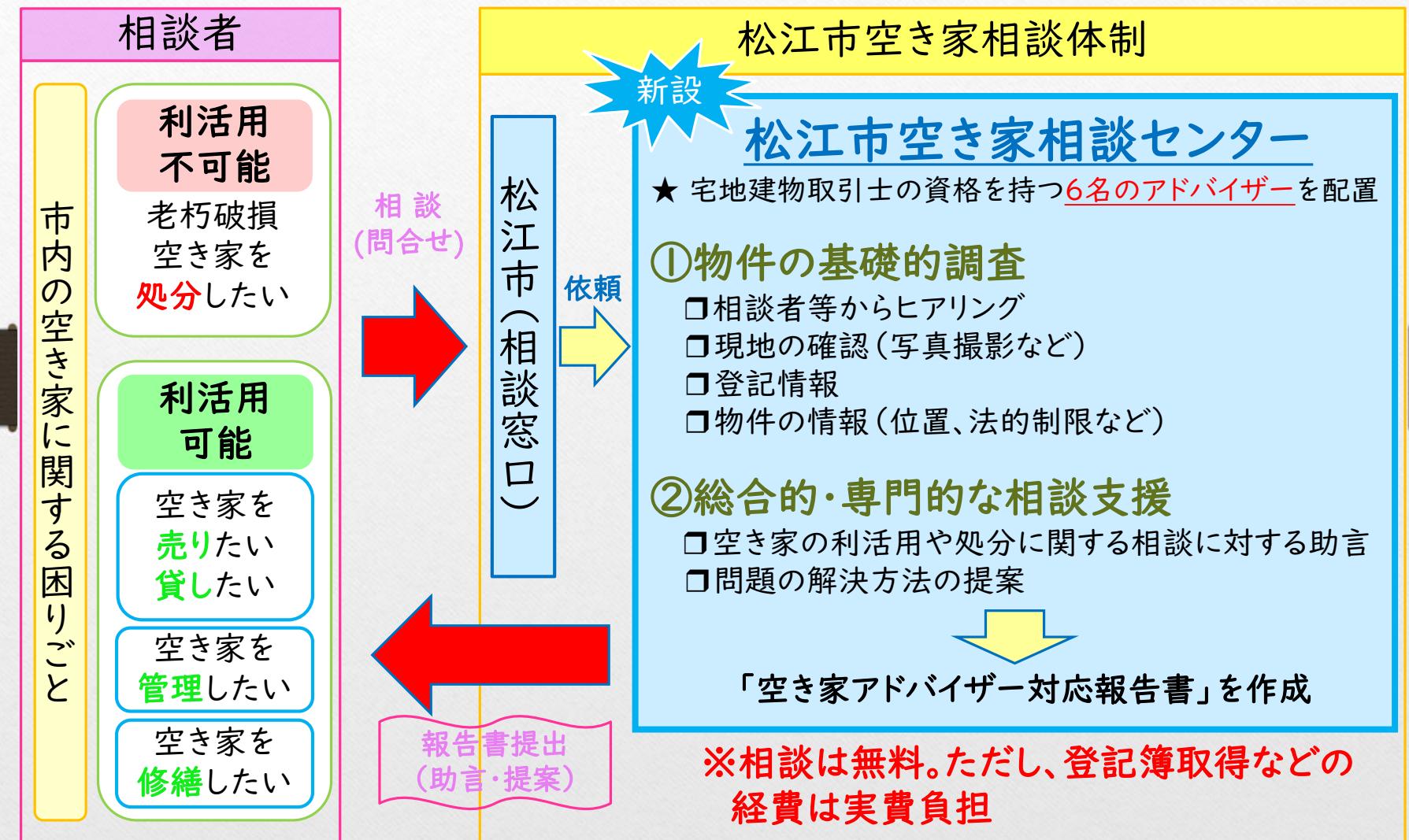
専門的知識  
の必要性

「松江市空き家相談センター」の開設(6月6日)

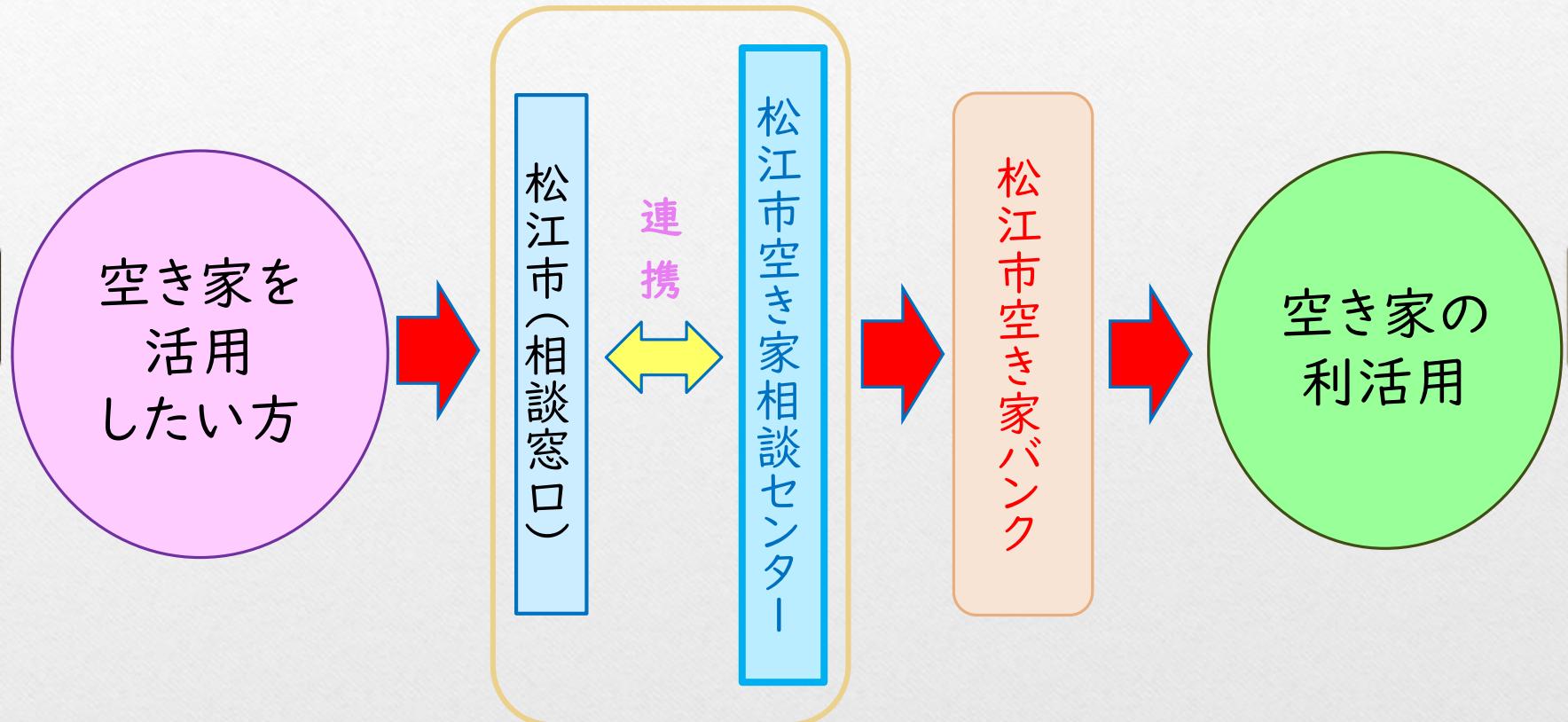


「空き家アドバイザー」が諸問題を解決

# 空き家相談体制の充実化 ~空き家問題の解決に向けて~



# 空き家相談体制の充実化 ~イメージ~



# 松江市空き家相談センターの利用に関するお問い合わせ先

## 松江市空き家相談窓口

電話 0852-55-5346  
FAX 0852-55-5552

メールアドレス

[akiya@city.matsue.lg.jp](mailto:akiya@city.matsue.lg.jp)

ホームページ

<https://www.city.matsue.shimane.jp/>

総合メニュー > 暮らしのガイド > 住まい・暮らし > 空き家支援  
> 松江市空き家相談センター

# マイナンバーカードの 申請はお早めに

6月30日から  
マイナポイント第2弾の  
申し込みが始まります！

市民課マイナンバーカード交付促進室



# マイナンバーカード



## ● マイナンバーとは…

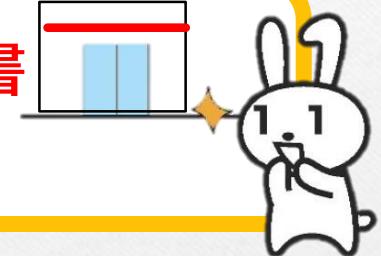
平成27年10月5日施行「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、日本に住民票を有するすべての人が持つ12桁の番号

## マイナンバーカードのメリット

本人確認書類として



コンビニで証明書  
が取得できる



健康保険証  
としての利用



オンラインで行政  
手続きができる



将来的には 運転免許証との  
一体化も（令和6年度末予定）

新型コロナウイルスワクチン接種証明書がアプリで発行できるなど  
その用途は拡大しています

# マイナポイントのしくみ

① マイナンバーカードを取得



② マイナポイントの申込（手續は後述）

「キャッシュレス決済サービス」を指定

※ご利用いただけるサービス：

QRコード決済（〇〇Pay）、電子マネー（交通系ICカード）等



③ 条件に応じて指定した「キャッシュレス決済サービス」にポイント付与

※1ポイント=1円相当でご利用できます。



④ 付与されたポイントでお買い物（キャッシュレス決済）





6月30日  
開始！

## マイナポイントの申込期間 と マイナポイントの対象となるカードの申請期間

| マイナポイント |                    | 付与数             | 申込期間                           | ポイントの対象となる<br>カードの申請期間 |
|---------|--------------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|
| 1       | キャッシュレス決済<br>との紐づけ | 最大<br>5,000ポイント | 令和4年1月～<br><b>令和5年2月末まで</b>    |                        |
| 2       | 健康保険証としての<br>利用申込  | 7,500ポイント       | 令和4年6月30日～<br><b>令和5年2月末まで</b> | <b>令和4年<br/>9月末まで</b>  |
| 3       | 公金受取口座の登録          | 7,500ポイント       |                                |                        |

# 《 マイナンバーカードの申請 》

ご自身で



スマホ

パソコン

郵送

証明用写真機

申請窓口



市役所本庁

各支所

イオン松江SC内

マイナンバーカード窓口

出張申請

7/26以降、未申請の方には  
「QRコード付き交付申請書」が  
ご自宅に郵送されます。



イオン松江店内は、水曜を除く  
土日祝日も開設しています。  
ご利用ください

# 地域や事業所へ出張申請受付に伺います

- 公民館へ（7月以降 63回 実施予定）
- 希望される事業所へ（概ね5名様以上から）
- そのほか、運転免許センター、大学、商業施設、行政機関、確定申告会場 などを訪問予定



# 《マイナポイントの申込》

本庁、イオン窓口でポイント申込のサポートを行います

ご自身で



スマホ

パソコン

マイナポイント 手続きスポット

郵便局、コンビニ、携帯ショップ  
など 市内 120か所以上

相談窓口



市役所本庁

イオン松江SC内

マイナンバーカード窓口



カードをお持ちでない方

カード申請は  
お早めに

☆ポイントは、今年9月末までにカードを申請された方が対象です。



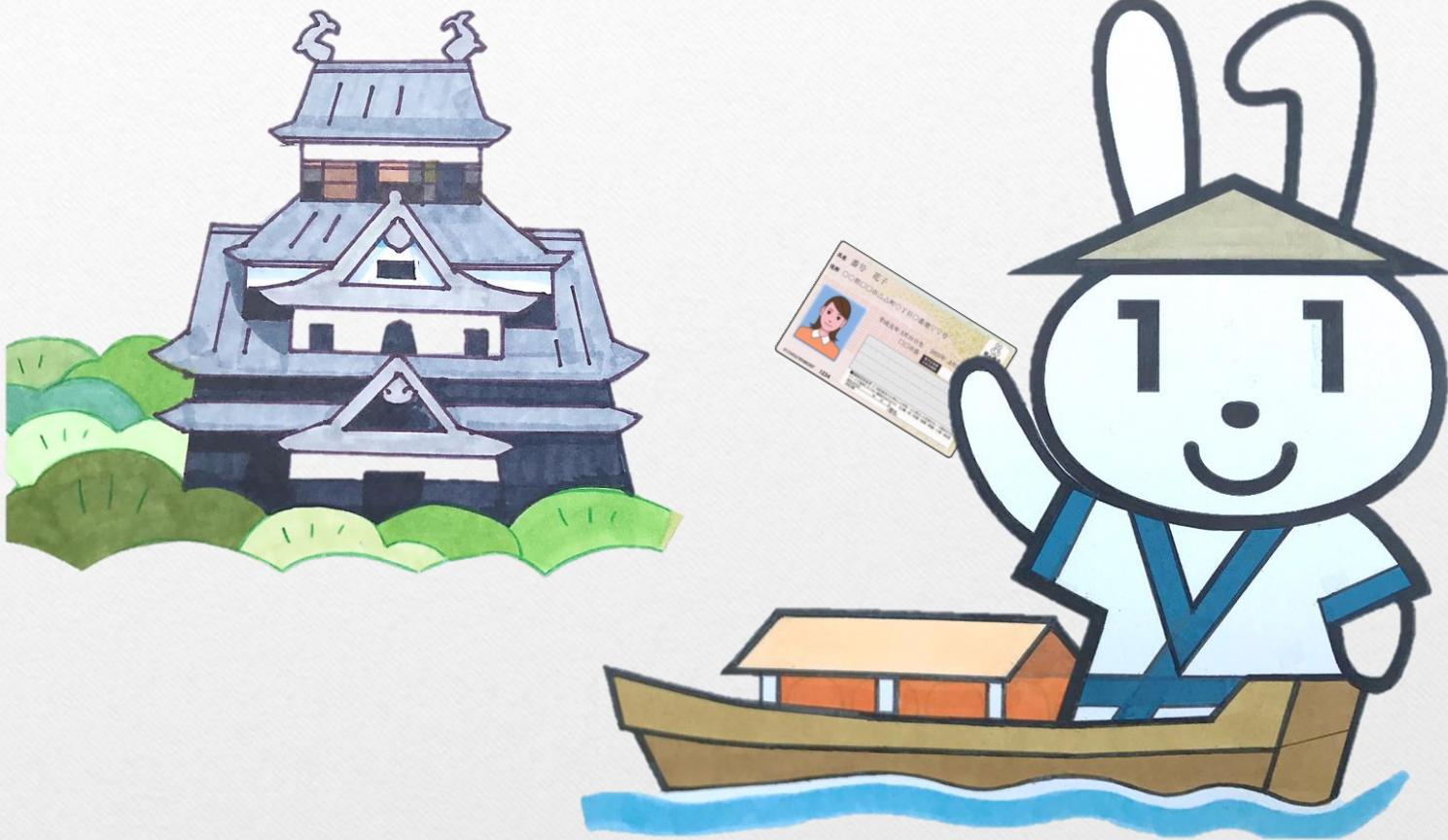
すでにカードをお持ちの方

ポイント申込は  
あわてずご準備ください

☆ポイントは、来年2月末まで申込み可能です。  
(先着順ではありません。)



7月上旬、9月下旬は窓口の混雑が予想されます。  
混雑緩和にご協力をお願いします。



詳しくは、市民課マイナンバーカード窓口までお問い合わせください。

電話 (0852) 55 - 5560